居宅介護(介護予防) 支援事業所名	
事業所の住所等	電話番号
計画作成担当者名	

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書

指定(介護予防)福祉用具貸与を居宅(介護予防)サービス計画に位置付けるために必要な事項を以下のとおり報告します。また、下記「2.貸与にかかる軽度者の状態像の確認が必要な部分等」については裏面のとおりです。

1. 貸与を予定している被保険者									
被保険者氏名	被保険者番号								
被保険者住所	住所 水俣市				電話番号				
生年月日 大正・昭和 年 月 日 IIII IIII 日 <td>В</td>						В			
要介護度等								日申請)	
認定有効期間			年	月	□ ~	年	月	В	
2. 貸与にかた				_	こチェックをは				
貸与品			厚生労働大臣	きが定と	かる者のイに該	送当する基本語	調査の結	果	
□ 車椅子及び 車椅子付属品		□基本調査1-7(歩行)が「3.できない」 □日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの □その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの							
□ 特殊寝台及 特殊寝台付		□基本調査1-4(起き上がり)が「3. できない」 □基本調査1-3(寝返り)が「3. できない」 □その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの							
□ 床ずれ防止 体位変換器	i止用具及び □基本調査1−3(寝返り)が「3. できない」 □その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの								
	% 1	□基本調査3-	- 1 (意思の伝	云達)た	「1.調査対象	桑者が意思を他	也者に伝達	できる」	以外
		 または基本調査3-2~基本調査3-7のいずれかが「2.できない」							
□ 認知症老人	、徘徊	または基本調査3-8~基本調査4-15のいずれかが「1.ない」以外							
感知機器		その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む							
	% 2	□基本調査2-2 (移動) が「4. 全介助」以外 %1のいずれかと%2に該当しなければならない。							
	<i>7</i> ∠								71 113/45/40 10
		□その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの 							
□ 移動用リフ) L	□墨本調査 1 3 (並う上がり)が「3. Ceるい」 □基本調査 2 - 1 (移乗)が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」							
(つり具の部分		□ 生活環境において段差の解消が必要と認められるもの							
		□その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの							
		□基本調査2				210000			
□ 自動排泄処	加理装置				※いずれにも該当				
		□基本調査2-1 (排尿)が「4.全介助」 □その他 医師による医学的な所見で必要と認められるもの							
ロネ治医療自建・口医師の診断建・口認定調本要									
上記を確認した根拠 □その他())			
3. 貸与を必要と判断した福祉用具									
福祉用具の種プル・車椅子が展品のウ・特殊寝台が展品が、大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・									
類									

福祉用具の種 類	ア. 車椅子	イ. 車椅子付属品 ウ. 特殊寝台 エ. 特殊寝台付属品	記 才。床ずれ防止用具
	力. 体位変	奥機 キ. 認知症老人徘徊感知器 ク. 移動用リフト ケ. 自動	助排泄処理装置
(介護予防) 福祉用具貸与 事業所	事業所名		貸与開始予定
	所在地	電話番号	年 月 日~

4. 医学的所见	見(診断書がある場合は記入不要)							
	該当する状態像にチェックしてください。							
	※利用者等告示第31号のイ・・・表面No.2「厚生労働大臣が定める者のイに該当する状態」をいう。							
	□ (i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者							
 例外的貸与基	(例:パーキンソン病の治療薬による	ON・OFF現象 重度の関節リウマチ)						
準の該当性	□ (ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号の イに該当するに至ることが確実に見込まれる者							
	(例:がん末期の急速な状態悪化)							
	□ (iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断 から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者							
	(例:喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)							
	【原因となる疾病等・当該利用者の具体的状態像】							
医師の医学的								
所見及び意見	【主治医からの情報・意見】 							
※主治医からの 聞き取りでも記 入可。								
	【医療機関名】	【電話番号】						
	【担当医師名】	【所見確認日】 年 月 日						

確認申請の流れ

- ①判断の基準となる情報を準備する。
- ②サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジネントにより必要性を判断する。
- ③サービス担当者会議の記録やケアプランに福祉用具貸与が<u>必要な理由</u>を記載する。 ※場合によっては暫定で出していただくこともあります。
- ④確認申請書の提出(添付書類は下の表を参照)

添付書類等

貸与品目	判断した基準	医学的 所見	該当性の チェック	診断書	サービス 担当者会 議の記録	ケア プラ ン	備考
全品目	①基本調査で判断できるもの	_	_	-	0	0	
車椅子及び 車椅子付属品	②日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められるもの	Δ	_	Δ	0	0	
移動用リフト	③生活環境において段差の解消が必要 と認められるもの	Δ	_	Δ	0	0	②③④は医師から得た情報での
車椅子及び 車椅子付属品 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具及び体位変換器 認知症者人徘徊 感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	④その他 医師による医学的な所見で 必要と認められるもの	Δ	必要	Δ	0	0	判断が必要です。

上の①~③については基本調査と医師から得た情報を基に、事業所で要否を判断できることになっています。 それ以外で④の医師による医学的な所見に基づき必要性を協議し申請した場合は、市が要否を判断します。 本市では、介護給付の適正化及び対象者把握のため全ケース提出をお願いしています。ご協力をお願いします。